

日本カトリック大学・短期大学連盟（大学部門） カトリック学術奨励金「研究助成金」規程

（目 的）

第1条 日本カトリック大学・短期大学連盟（以下「本連盟」という。）（大学部門）は、広義のカトリシズム、すなわちキリスト教ヒューマニズムに根ざす学術研究を奨励し、同研究の向上発展に資するため、カトリック学術奨励金「研究助成金」を設定する。

（選 考）

第2条 カトリック学術奨励金「研究助成金」受領者の選考は、本規程の定めるところによる。

第3条 受領者の選考は、本連盟加盟大学長の推薦に基づき、選考委員会が行い、その結果を会長に報告する。

2 選考委員会は、選考に際し、当該分野における専門家の意見を聞くことができる。

3 選考は書類による選考とする。

（選考委員会）

第4条 選考委員会委員は若干名とし、会長が本連盟加盟大学の職員のうちより、毎年これを任命する。

（選考の基準）

第5条 選考は、次の各号の基準によって行うものとする。なお、研究グループは、2つ以上のカトリック大学間の共同研究であることが望ましい。

（1）当該分野において、高度の学術的価値があり、相当の成果を期待できる研究計画であるもの。

（2）キリスト教ヒューマニズムと関連があるもの。

（3）独創的であるもの（既発表研究を参考とすることは差し支えないが、論

旨が学術的に前進したものでなければならない。)

- (4) 当該年度7月1日の時点において、研究にすでに着手しているか、又は同日以後10日以内に着手するもの。

(報告の方法)

第6条 選考委員会は、選考の経過及び結果を書面で会長に報告する。その際、応募のあったすべての研究に対する参考意見と、推薦順位を付すものとする。

(受領者の決定)

第7条 会長は、選考委員会の報告に基づき、本連盟総会の議を経て受領者を決定する。必要に応じ、会長は、選考委員の委員を本連盟総会に出席させ、選考経過に関する質疑に応えさせることができる。

(受領者数および授与)

第8条 受領者は、各年1件とし、その申請金額に応じ、金100万円以内の研究助成金を授与する。

- 附 則**
- 1 本規程は、2021年6月11日より施行する。
 - 2 日本カトリック大学連盟カトリック学術奨励金「研究助成金」規程(2013年6月7日施行)は、廃止する。